



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

第 16 回定時総会・適格消費者団体認定 10 周年記念行事を開催しました。

No.38

2018. 7. 27

発行

6 月 9 日(土)13 時 30 分～16 時、広島弁護士会館 2 階大会議室にて定時総会と記念行事を開催し、総会には 33 名(委任状出席 106 名)の参加をいただきました。(記念行事は 57 名参加でした)

●適格消費者団体認定 10 周年記念行事

- ① 適格消費者団体認定時の担当大臣であった衆議院議員 岸田文雄様から「消費者行政の拡充と消費者ネット広島に期待すること」というテーマで講演いただきました。

年間の消費者被害は 5 兆円と言われている。その消費者の被害にしっかり対応していかなければならない。そのためには法律や制度、予算の充実が必要であるが、それだけでは成果に結びつかない。地道な毎日の活動があってこそ、消費者の安心・安全につながる。本日のお集まりの皆様にも引き続き努力をお願いしたい。

消費者ネット広島が、活動をさらに充実させ、特定適格消費者団体の認定を目指して歩んでほしいと激励いただきました。



- ② 副理事長の木村豊より「適格消費者団体 10 年の歩み」というテーマで報告を行ないました。



30 年前の豊田商事事件やサラ金地獄問題は、取り締まる法律がなかった。その後、消費者を保護する法律である消費者契約法が制定され、消費者を保護する官庁として消費者庁ができ、2007 年に差止請求が加わり、消費者ネット広島は 2008 年に適格消費者団体として全国で 5 番目に認定された。この間、全国では 54 件の差止訴訟が行われており、広島では 2 件の差止訴訟をしている。2016 年に集団的被害回復制度が導入され、特定適格消費者団体として、東京、大阪、埼玉が認定されている。

被害を回復してはじめて消費者の利益は守られるので、消費者ネット広島も特定適格消費者団体としての認定を取りたいと考えている。

今後も差止活動をさらに充実していくことと、事業者への働き掛けと消費者に対する働きかけの両輪で進みたいと考えている。

- ③ 「芝居」と「紙芝居」で「あんしん」を伝える活動をされています「なかやま口伝の会」の皆様は、「悪知恵はたらく詐欺の手口」地域みんながつながってこそ防げるというテーマで上演をしていただきました。



●第 16 回定時総会

冒頭、吉富理事長より、適格消費者団体としての実績を積み重ね、ハードルは高いが、特定適格消費者団体認定申請に向けて頑張りたいと開会の挨拶をしました。

来賓として、広島弁護士会会長の前川秀雅弁護士より、20～30 年後を見据えた活動をするのが大切である。特定適格消費者団体として認定を受けられるように頑張ってください。広島弁護士会としても支援したいとの挨拶をいただきました。



続いて議事に入り、宗山隆幸事務局長より、第 1 号議案 2017 年度事業報告及び活動決算について提案説明し、福島守監事より監査報告がなされ、賛成多数で承認されました。

続いて、岡村信秀副理事長より、第 2 号議案 2018 年度事業計画及び活動予算について提案説明し、賛成多数で承認されました。

中谷耕策理事より、第 3 号議案 定款変更について提案説明し、賛成多数で承認されました。

役員の任期について変更しました。現在の規定では、役員選任時の総会の日付により、役員の空白期間が発生し、又は総会開催日が就任日とならないことから、任期を総会終了時まで短縮及び伸長する旨の規定を定款に決めました。

前号では、山本一志理事が差止請求権・団体訴権は「伝家の宝刀」と書いていた。リレーエッセイらしく、そこから敷衍して筆者の思うところを（重複するところも交えて）書いてみたい。

その伝家の宝刀を当法人が初めて抜いたのは2010年10月のことだった。このときはマスコミにも取り上げられ、筆者も裁判所への連絡役（送達先）として翌年6月の和解成立までの裁判に立ち会った。しかし、その後差止訴訟を当法人が起こしたのはもう1件しかない。

このふくろうニュースをお読みの方々は、この状況を、刀を磨いていると誤っていただいているのか、活動していないんじゃないかと思われるのか、そこが不安なので、差止請求に関して日々どのような活動をしているのかを紹介したい。

毎月、当法人には数件の情報提供がある。それを検討委員会の場で差止請求にふさわしいか検討している。まず、差止請求権の行使の対象は、消費者契約法と特定商取引法などの一部に限られている。それ以外の悪質商法に対しては、適格消費者団体ではない他の消費者団体とできることは同じである。

次に、差止請求権は「不特定かつ多数の消費者」に影響が及ぶおそれがある場合に行使できると法律上されている。したがって、情報提供いただいた件がレアケースと思われる場合は、この要件を充たさないで差止請求権の行使に進めないことになる。

これらをクリアした場合は、通常、業者に対して契約条項について質問したり、契約約款の提供を求めたりするところから交渉を開始し、申し入れに至ることになる。

この段階でも問題は2つある。

1つは、前号で山本一志理事も書いたように、質問や申し入れの段階で業者が約款を変更するなどして問題点が一定程度改善されれば、やりとりはそこで終了し、差止請求権の行使には進まないことになる。

他方でもう1つの問題は、質問や約款提供の要請に対し業者が何も反応してくれなかった場合、業者が何を考えているのかが理解できず、動けないことになる。

この場合、訴訟の提起を予告する書面（消費者契約法41条に基づく）を送ると反応してくることもある。これはまさに刀をちら見せすることで改善が図られた結果とはなるが、宝刀が抜かれていないことに変わりはない。

このような経過を毎月の検討委員会でたどって、これまでの差止訴訟提起2件という結果になっているということをご理解いただきたい。

ただ、差止訴訟の刀を抜いて、仮に判決で請求が完全に認められたとしても、当ネットは財政的に得るものは何もなく、かえって裁判の費用がかかってマイナスとなるだけである。

このたび新しくできた集団被害回復訴訟を起こすことのできる特定適格団体になるには、適格団体としての活動の実績に加え、（金銭を扱うため）財政的基盤が必要とされているが、差止訴訟を行って活動の実績を積み重ねても、上述のとおり金銭的基盤は充実しない。

消極的なことを書き連ねたようで恐縮だが、このようないろいろなジレンマの中、宝刀をたださび付かせているのではないということをご理解いただきたい。

消費生活弁護士相談会を開催しました。



5月19日(土) 広島市消費者月間事業が開催され広島市と共催で消費生活弁護士相談会を開催しました。

消費生活弁護士相談会では、6人の弁護士にご協力いただき、電話相談3件、来所相談7件、計10件の相談が寄せられました。



この間の主な取り組みなど

第1回理事会(4/24) 第2回理事会(5/28) 第3回理事会(6/25) 第4回理事会(7/25)

第1回検討委員会(4/17) 第2回検討委員会(5/22) 第3回検討委員会(6/19)

第4回検討委員会(7/23) 監事監査(4/20) 調査実施者による調査(5/22)

第16回定時総会(6/9)

広島県新任消費生活相談員等研修会(4/13)

相談技術高度化研修テーマ1「インターネット通販の消費者トラブル」(6/27～6/29)

情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

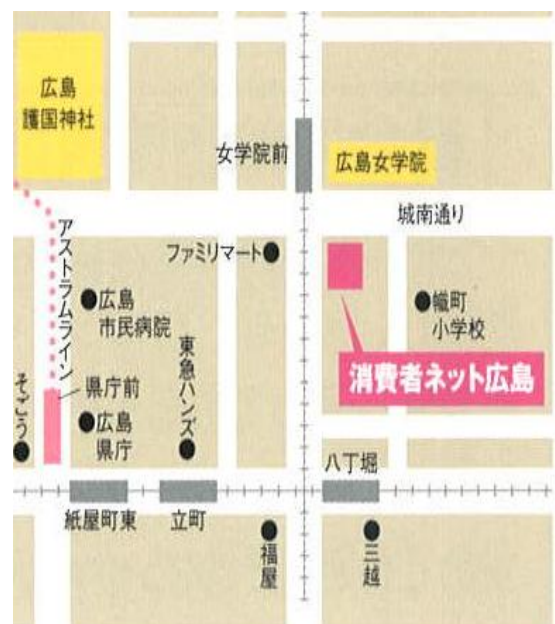
毎週水曜日と金曜日の14時～16時に、弁護士・司法書士等の専門相談員による消費者トラブルに関する情報受付を行っています。

(その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております)

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。

事務所はこちらです



(みはる&まもろう)

内閣総理大臣認定
適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>